

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

一 国が認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業についての福島県の負担金の額は、当該土地改良事業に要する費用の額から、福島県が自ら当該土地改良事業を行うこととした場合に国が福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とするものとする。

(第十九条関係)

二 漁港漁場整備法等の特例

1 認定特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて行う漁港漁場整備事業に関する工事、砂防工事等を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示等しなければならないものとする。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を公示等するものとする。

2 主務大臣が福島県等に代わって行うことができる権限は、他人の土地等に立ち入る権限、工事の費用を負担させる権限等とすること。

3 2に規定する主務大臣の権限は、1の規定により公示等された工事の区域につき、公示等された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、一部の権限は、当該工事の完了又は廃止の日後においても行うことができるものとする。

4 主務大臣は、福島県に代わって一部の権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を福島県に通知しなければならないものとする。

(第二十条から第二十七条まで関係)

三 帰還・移住等環境整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地は、福島復興再生特別措置法第四十八条の十五第二号イからニまでに掲げる事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とすること。

(第三十八条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第二 その他関係政令について所要の改正を行うものとする。

第三 この政令は、公布の日から施行するものとする。